

静岡県教育委員会

議事録

令和6年度 第8回定例
8月7日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和6年8月7日に教育委員会第8回定例会を招集した。

1 開催日時 令和6年8月7日（水） 開会 13時30分
閉会 14時17分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘
委 員 藤 井 明
委 員 伊 東 幸 宏
委 員 小 野 澤 宏 時
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長
塩 崎 克 幸 教育監
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）
本 多 伸 治 理事（新図書館担当）
中 山 雄 二 参事（学校教育担当）
藤ヶ谷 昌 則 参事兼社会教育課長
高 林 伸 成 教育総務課長
秋 野 薫 教育政策課長
大 澤 篤 篤 教育DX推進課長
上 原 啓 克 財務課長
内 山 成 一 教育厚生課長
横 田 恭 子 教育施設課長
戸 塚 康 史 義務教育課長
中 村 大 輔 高校教育課長
山 村 仁 特別支援教育課長
夏 目 伸 二 健康体育課長
金 嶋 克 年 新図書館整備課長
渡 邊 晃 静岡教育事務所長
堀 内 祥 行 静岡西教育事務所長
杉 山 禎 総合教育センター所長
高 橋 健 二 中央図書館長

4 その他

(1) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
報告事項2は公開前案件のため非公開としたいが、異議はあるか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは報告事項2は非公開とする。公開案件から審議する。
- 教 育 長： それでは審議を始める。

報告事項1 令和6年度全国学力・学習状況調査結果

- 教 育 長： 報告事項1「令和6年度全国学力・学習状況調査結果」について戸塚義務教育課長より説明願う。
- 義務教育課長： <報告事項について説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： 質問が3つある。1つ目は、この調査で実施しなかった学校があるか。あるのであればなぜなのか。2つ目は、学力・学習状況調査の回答率がどの程度であったか。3つ目は、今回の報告には全くないが、保護者を対象とした調査は全くやらないのか。
- 義務教育課長： 調査の参加率であるが、対象の学年がない学校を除き、全ての学校が受けている。10校ほど当日ではなく後日受けた学校はあるが、基本的に全ての学校が受けた。2つ目について、受けた者からは全て回答をもらっているため100%となる。3つ目について、保護者への設問は数年に1度行っている。今年がその調査の対象の年となっている。結果の分析は今後進める。
- 藤 井 委 員： 保護者への調査も今年同時にやったということによいか。
- 義務教育課長： そのとおりである。
- 藤 井 委 員： 学力・学習状況調査の回答率が100%とのことだが、児童生徒も学校も全てが回答しているのか。児童生徒は一人残らず回答したのか。
- 義務教育課長： 欠席、体調不良の者は回答していない。
- 藤 井 委 員： オンラインでもつなげることが結果としてできなかった児童生徒は回答していないが、それ以外は100%全員が回答したということによいか。
- 義務教育課長： そのとおりである。
- 教 育 長： 今の質問に関連して、不登校の子たちは、テスト実施日に出席していないので回答していないということによいか。
- 義務教育課長： そのとおりである。
- 教 育 長： 当日、風邪等により欠席した者とは別に、中長期的に欠席となっている者についても回答していないということをお共有しておく。
- 藤 井 委 員： その点は、重要である。
- 教 育 長： 同感である。
- 藤 井 委 員： 不登校の子供たち、あるいは、不登校の子を抱えている学校やその保護者がどういう感覚でこのことを捉えているかということは重要だと思

う。

教 育 長： 重要な御指摘をいただいた。文部科学省は全体の不登校の子たちの学力状況や学習状況について調べるのにまだ時間がかかると思うが、静岡県としては何らかの方法で把握する努力をしなければいけないと私は考えており、今の藤井委員の御意見を踏まえて協議したいと思う。

伊 東 委 員： 先ほど、今年の結果ではなく数年のスパンで見ることが重要という話があったが、これまでのことを振り返って、この調査に基づき何か変革したり工夫したことはあるのか。

教 育 長： この質問は義務教育課よりも総合教育センターで回答できないか。

総合教育センター所長： 検討結果を詳細に分析して研修に反映させている。例えば、こういったところの資質・能力が弱いという部分に関して、研修の中であえて取り出して研修員たちに説明をしたり、どのような対応が必要か教育現場で反映させてもらうよう指導の改善につなげるよう要請したりしている。

伊 東 委 員： これまでもこの分析結果を教員の研修などで活用してきていて、今年度に関しても、今後さらに分析をしてそれを教員の研修に活用するということでよろしいか。

総合教育センター所長： そうである。総合教育センターとして関わることができるのは、研修に来る方々に対して直接的に指導するという部分になるため、そういう関わりをしているが、おそらく、学校においても工夫していると認識している。

教 育 長： 学校における対応で回答できる所属はあるか。

義務教育課長： 学校では、まず、このテストが終わった後に、学校が独自で採点を行う。それに基づき、学校において分析をし、弱い点を教務主任、研修主任等が中心となり、改善点を授業で強化するよう方法等について話し合いを行い、進めていくというかたちをとっている。もちろん、その後に正式な分析結果が来た際には、それを受けてまた改善を検討しており、改善に改善を重ねている。

伊 東 委 員： これだけ大がかりな調査をやっていると、これをどう活用しているのかということ。さらに、その結果については同じ学年でどう改善されたのかをしっかりとチェックできればよいが、そこまではできていないということか。

義務教育課長： 対象が最終学年になっており、卒業してしまうため、改善は主に、小学校5年生、中学校2年生にやっている。その1年後がどう結果に結びついているかということについては、1年後の学力調査でわかってくる。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教 育 長：会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

＜非＞報告事項 2 令和 7 年度教員採用第 2 次選考試験の結果

教 育 長： 報告事項 2 「令和 7 年度教員採用第 2 次選考試験の結果」について
戸塚義務教育課長、中村高校教育課長、山村特別支援教育課長より説明
願う。

義務教育課長： <報告事項について説明>

高校教育課長： <報告事項について説明>

特別支援教育課長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 質問が 2 つある。1 つ目は、小中義務の養護教諭の倍率が非常に高い。
これは例年そうなのかもしれないが、なぜ養護教諭だけ高くなっている
のか。その背景に関して知りたい。2 つ目は、特別支援に関しては養護
とか栄養職員が対象となっていないが、存在しないのか。

義務教育課長： 1 点目であるが、採用数が少ないということと、今回はかなり早期
化で日程も早かったため、受けた者が多かったのではないかと思う。養
護教諭についてはその様に考えている。

特別支援教育課長： 2 点目であるが、採用の手続きは義務教育課が一括して行っている。
養護教諭の合格者、栄養教員の合格者の中から、最終的に義務教育課で
配置の調整をしている。養護教諭については、特別支援学校だけでなく
高等学校も含めて、義務教育課で配置の調整をしている。

藤 井 委 員： 養護教諭、栄養教員に関しては全て義務教育課が一括して採用し、そ
れを特別支援学校や高校も含めて配置をしていく組み立てということか。

特別支援教育課長： そのとおりである。

藤 井 委 員： そのような手法を取り入れている特別な理由はあるのか。

義務教育課長： 特別な理由はなく、以前からそのように行っている。

藤 井 委 員： 養護教諭は、小学校、中学校、特別支援学校の各現場では随分違うと
思うが、そういう採用形式で良いのか。変えたほうがよいという意見で
はないが、説明を聞いていて少し不思議な感じがした。

特別支援教育課長： 合格者の配置の希望について集約していて、それに基づいて配置し
ている。つまり、特別支援学校の希望が高い場合については、特別支援
学校への配置の可能性が高くなる。配置先にあたっては、特別支援教育
課で配慮をしながら対応している。また、特別支援学校に配置された養
護教諭については、異動のタイミングで、例えば小学校に異動を希望し
た後、そのまま小学校で頑張りたいという意向を示した者について、そ
れに応じるという対応をしている。採用の後も本人の意向をくみ取れる
ような仕組みにはなっている。

藤 井 委 員： 承知した。

天 城 委 員： 試験日を早めて全国的に注目を集めていると思う。補欠合格を多く取
ったという対応をしているようだが、来年度はどうするのか。今後、ど

のような人数が正式に出てくるかわからないが、また同じかたちでやっていくのか、現時点での考えがあれば教えていただきたい。

義務教育課長： 今年度早期化した総括であるが、義務は微増、他は微減である。義務の志願者で見ると、全国的にほとんどの団体が減らしている。そのような中で、静岡県を含めて数県は微増である。それが早期化の影響だったかということは、今後しっかり見ていかないといけない。全国的な状況はまだ志願者程度しかわかっていないため、今後結果が出てきたところで、そのあたりを検証していきたい。来年度に向けては、今年と同じ時期、枠組みの実施であると今のところは考えている。文部科学省が、こちらを追いかけるようなかたちで、5月11日を標準日として、5月に試験をやりなさいということをもつて文部科学省も言ったため、それをもちで静岡県も動かす必要はないであろうと考えている。ただし、そうなる全国の団体が全部同じ日に集中してくるため、倍率に影響を与えてくる可能性がある。要するに併願はできなくなる。その辺りがどうなってくるのかしっかりと見ていかないといけない。

伊 東 委 員： 小学校でも、国語や算数などで専門の先生が全クラスを教えるというようなことが進行してきていると認識しているが、採用に関して、そういう流れに対して特別な配慮というのはあるのか。

義務教育課人事監： 採用に関して、今の様な小学校の教科を意識したというものはない。ただし、人事異動において、中学校と小学校の教員の交流や、その中で例えば英語の教員を小学校に呼んだりというかたちでの対応はある。いずれにしても、小学校に関しては、教科担任制は徐々に増えてきている状況である。

教 育 長： 今回の回答では、伊東委員の御質問に全部答えていないのではないかと私は思うが。小学校で今教科担任制が拡充する方向にあるとき、小学校教諭の専門性というのは中学校教諭の異動によって担保しているということになるのか。

義務教育課人事監： もちろんそれだけではない。小学校の教員の中にも、例えば国語の中学校の免許を持っている方がいる。採用試験のときに、例えば国語の教科担任制をやるために国語の人を取るといったようなことはしていないという状況。

教 育 長： 中学校の免状、何かの科目の免状も持っている人が小学校における教科担任の候補となるという理解で良いか。

義務教育課人事監： 小学校の教員免許を持っている方は、教育関係の大学を出た方が多い。その場合の多くは、中学校の免許も持っているという状況であり、そのような中で対応している。

教 育 長： 伊東委員の御質問に対する回答はこれでよろしいか。

伊 東 委 員： これで十分な人材は確保できていると理解してよいか。

義務教育課人事監： 採用数としては、毎年下回ることはない。そこについては確保しているということではあるが、今、委員から御質問があった、教科担任制のことについては、各学校の配置等もあり、その実情を見ながら学校の

方で教科担任制を行う教科を考えているという実情。県で、例えば小学校で算数の教科担任制をなささいというような指導はしていないというような状況である。

伊 東 委 員： いずれにしても、教科担任制というのが進行するにあたって、人材に関しては十分確保されていると理解してよいか。

義務教育課人事監： 何をもって十分というのかは難しい部分もあるが、教員の数としては満たしていると考えている。

教 育 長： 整理する。各学校で教科担任制が今広がってきている。我々が採用する小学校教諭は多くの場合、教育大学あるいは教育学部等を出ているので、小学校の免許状と併せて中学校の何らかの科目の免許状も持っていることが多い。したがってその中学校科目の専門性において、小学校において、例えば、音楽や英語という教科担任に特化することはあり得る。全体として見た場合に、専門性を持った教員の数は静岡県としてある程度はいる。ただし、各学校において見てみると、例えば英語の教科担任をもう一人増やしたいなと思っても、それに相当する教員が、現実問題として、その学校の教員の中にいないということが瞬間風速的に起こり得る。このような理解で伊東委員いかがであるか。

伊 東 委 員： 承知した。

藤 井 委 員： 今は一応数が確保できているということで、このような採用の手法で良いと思うが、これから先、さらに状況が厳しくなってくることも想定して、場合によっては年に一度ではなく、二回、三回採用試験をするというような算段も検討しなければいけないのではないかと思った。極論すれば随時ということもあり得るが、手間が増え、なかなか難しいと思うが、そういう一つの対策も検討しておいた方が良いのではないか。

教 育 長： 御指摘のとおり、採用試験をやるというのは大変であり、にわかに入るとするのは現実的に難しい面も多いと今聞きながら思ったが、ひとつのサジェスションとして承る。

小 野 澤 委 員： 大学院進学予定者や大学院在籍者の特例受験者の方が合格された場合、特典だったり、メリットは何かあるのか。

義務教育課長： 合格を得ることで安心して大学院で資質の向上に取り組んでもらう目的でこれを設置しており、特典ということではないが、本人の資質向上が計られるというものである。

小 野 澤 委 員： 奨学金の免除などがあるかと思い、質問させてもらった。

教 育 長： 現時点では、本県においての導入はない状況。ただし、今、戸塚義務教育課長から話があったように、例えば大学院進学予定者が今回特例で合格を得ていれば、修士課程の2年間は、丸々研究に集中できる。つまり、1年目の終わりから2年目の前半くらいを教員採用試験のことに時間とエネルギーを使うことなく、集中して研究に没頭できるという点においては大きなメリットであると思う。奨学金免除等については、また別途考えなくてはいけない課題であるという認識は持っている。今この場で見通しを申し上げるのは難しい。

教 育 長：他に質疑等はあるか。
全 委 員：（特になし）
教 育 長：報告事項2を了承する。

教 育 長：以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和6年度第8回教育委員会定例会を閉会とする。